

立川市特別養護老人ホーム特例入所に関する指針

1. 目 的

この指針は、「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について（平成 26 年老高発 1212 第 1 号 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）」を受け、要介護 1・2 の認定を受けている立川市被保険者が、市の適切な関与の下、特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設）（以下「施設」という）に入所（以下「特例入所という」）する場合の取り扱いについて定める。

2. 特例入所の取り扱いについて

（1）申込み時の取り扱い

特例入所に該当すると思われる入所申込みの場合は、施設において、入所申込者等から居宅において日常生活を営むことが困難なことについてのやむを得ない事由[※]に関して、入所申込書への記載や「特別養護老人ホームの特例入所申込理由書」等の提出を求め、その記載内容について、入所申込者や家族、担当介護支援専門員等との面接やその事実を証する書類を添付する等の方法により確認する。

（2）申込み受付について

施設において、（1）により確認した入所申込者の状況から特例入所の対象に該当すると判断した場合は、入所申込みの受付をする。

（3）立川市への意見照会について

（2）により入所申込み受付を行った被保険者については、施設において制度の主旨を十分に理解した上で基準を定め、入所の必要性を検討し、入所の必要があると判断した者については、立川市へ「特例入所申込者についての立川市への意見照会書」により、適宜意見を照会する。

（4）立川市からの意見について

（3）により施設から意見照会を受けた被保険者について、立川市は、「特例入所申込者についての立川市への意見照会書」の内容及び担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制などを踏まえ、施設に対し意見を述べることができる。

（5）施設入所判定について

入所判定にあたって、施設は、入所のための委員会（以下「入所検討委員会」という）を開催し、特例入所の対象となる者について、要介護 3 以上の者と合わせて、

要介護度、介護者の状況、(4)による立川市の意見等を適切に勘案し、入所順位の決定をする。この決定をする際には、施設は必要に応じて、再度立川市に意見を照会することができ、立川市は適宜意見を述べることができる。

(6) その他

施設は、入所検討委員会を開催する都度、その協議の内容を記録し、これを2年間保存する。また施設は、立川市から求めがあったときは、上記の記録を提出する。

3. 適用年月日

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

※「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由」に関しての考慮事項

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。